

平成19年度

壬生町人事行政の運営等の状況を公表します

平成19年度における壬生町職員（特別職の職員、臨時職員等を除く。）に係る人事行政の運営等の状況の概要及び栃木県人事委員会からの業務の状況報告を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

●職員の任免（単位：人）

平成19年度	採用者数	退職者数
一般行政職	6	6
技能労務職	0	6
合 計	6	12

●部門別職員数の状況（単位：人）

区 分	平成18年	平成19年	対前年 増減数
一般行政	190	188	△2
特別行政（教育）	60	58	△2
公営企業	38	37	△1
合 計	288	283	△5

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

●人件費の状況（平成18年度普通会計決算）

歳出額（千円） A	人件費（千円） B	人件費率（B/A）
9,936,031	2,069,325	20.8%

（注） 人件費には、特別職の職員に支給される給料、報酬等が含まれています。

●職員給与費の状況（平成19年度一般会計予算）

給 与 費			
給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	合 計
948,815千円	127,962千円	392,331千円	1,469,108千円

（注） 1 職員手当には退職手当を含みません。

（注） 2 給与費は、当初予算計上額です。

●職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		支 給 額
一般行政職	大学卒	170,200円
	高校卒	142,800円
技能労務職	高校卒	135,600円

（注） 一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になっています。

●職員の実験年数別・学歴別平均給料月額の実況（平成19年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数			
		10年～14年	15年～19年	20年～24年	25年～29年
一般行政職	大 学 卒	285,800円	323,100円	383,800円	412,900円
	高 校 卒	—	298,700円	349,500円	387,800円

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

●職員手当の実況（平成19年4月1日現在）

①扶養手当の実況

区 分		支 給 額
扶養手当 (月額)	配偶者	13,000円
	扶養親族 2人まで	6,000円(扶養親族でない配偶者があつ場合1人については6,500円、配偶者がない場合にあつては1人については11,000円)
	その他	5,000円
		16歳から22歳の子1人につき5,000円加算

扶養手当は、扶養親族のある職員が支給対象となり、124人に支給しました。
1人平均支給額は、21,100円/月となります。

②住居手当の実況

住居手当 (月額)	借 家 持 家	家賃に依り27,000円以内
		2,500円（新築又は購入の日から5年間に支給対象）

住居手当は、住宅、貸間等を借り受けている職員及び住宅を新築、購入した職員が支給対象となり、44人に支給しました。

1人平均支給額は、17,600円/月となります。

③通勤手当の実況

通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額
	自家用車等利用者	月額2,000円～24,500円
	全額支給限度額	月額換算で55,000円

通勤手当は、通勤のため交通機関を利用することを常例とする職員及び自動車等を使用する職員が支給対象となり、230人に支給しました。

1人平均支給額は、4,500円/月となります。

④管理職手当の実況

管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、役職に依り給料の7.2%から16.2%の割合で支給となり、83人に支給しました。

1人平均支給額は、48,100円/月となります。

⑤特殊勤務手当の実況

特殊勤務手当は、勤務の特殊性に基づき支給となり、3人に支給しました。

1人平均支給額は、9,700円/月となります。

⑥時間外勤務手当の実況

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した場合支給となり、118人に支給しました。

1人平均支給額は、46,100円/月となります。

⑦宿日直手当の実況

宿日直手当は、宿日直等勤務した場合支給となり、29人に支給しました。

1人平均支給額は、4,300円/月となります。

⑧期末・勤勉手当の状況

平成19年度 支給割合	期 末	勤 勉
6月期	1. 4月分	0. 725月分
12月期	1. 6月分	0. 775月分
計	3. 0月分	1. 5月分

支給割合は国と同じです。

⑨退職手当の状況

区 分	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
支 給 率	勤続20年	23. 5 月分
	勤続25年	33. 5 月分
	勤続35年	47. 5 月分
	最高限度	59. 28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (3%~30%加算)	

(注) 整理退職等の場合は加算措置があります。

●勤務時間の状況

・一般的な職場

1週間の勤務時間	40時間
勤務時間	8時30分~17時30分
休憩時間	12時~13時

※ 勤務施設によって勤務時間・休憩時間は異なる場合がありますが、1週間の勤務時間はすべて40時間になります。

●年次有給休暇

職員には、1年度当たり原則として20日の年次有給休暇が与えられます。年次有給休暇は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができます。1日又は1時間を単位として与えることができます。

取得職員人数	281人
平均取得日数	12日1時間

●特別休暇

概 要	実 績
職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合の休暇で、必要と認められる期間	2人
職員が結婚する場合の休暇で、連続する5日の範囲内の期間	3人
妊娠中の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合の休暇で、必要と認められる期間	1人
6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合の休暇で、出産の日までの申し出た期間	1人
女性職員が出産した場合の休暇で、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	2人
職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のための休暇で、入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日の期間内の2日の範囲内の期間	2人
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のための休暇で、1年度当たり5日の範囲内の期間	9人
職員の親族が死亡した場合の休暇で、親族に応じ1~7日の範囲内の期間	55人
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇で、7月から9月までの期間における3日の範囲内の期間	平均取得2.6日

●育児休業及び部分休業

概 要	実 績
育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しない制度です。育児休業期間中給与は支給されません。	3人
部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内において職務に従事しない制度です。部分休業の承認は、30分を単位として行われます。部分休業については、勤務しない1時間につき1時間当たりの給与額が減額されます。	取得者なし

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分及び懲戒処分による職員の該当はありません。

4 職員のサービスの状況

●地方公務員の服務規律の概要

職員は、全体の奉仕者であるため種々の服務義務や制限が加えられることとなります。服務義務や制限については概ね次のとおりです。

- サービスの宣誓
- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務専念義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

●研修の実施状況

研 修 実 施 団 体	参加人数	
栃木地区職員研修協議会	109人	
栃木県市町村職員研修協議会	59人	
宇都宮地区広域行政推進協議会	4人	
市町村職員中央研修所	6人	
社団法人日本経営協会	12人	
町単独研修	人事評価研修	237人
	人事評価評価者研修	33人
	新採用職員社会福祉施設体験研修	6人
その他自主研修	45人	

●勤務成績の評定の状況

平成19年度から人事評価制度の試行が始まり、職員に対する研修等を行いました。本格的な導入開始は平成21年度の予定です。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

●職員の健康の保持増進対策

職員の健康の保持増進対策として、職員の健康診断、産業医による個別相談を実施しています。

その他、希望による人間ドック、脳ドックの受診を推奨しています。

●災害補償の実施状況

職員の公務上の災害（災害とは、負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。）又は通勤による災害に対しては、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償などの補償があります。

- ・職員の公務上の災害が4件認定されています。

●壬生町職員互助会への補助の実施状況

壬生町職員互助会が実施する職員に対する福利厚生事業に対し、職員1人当たり、7,600円の補助をしております。

■栃木県人事委員会から壬生町長に対する平成19年度業務の状況報告は次のとおりです。

- ・勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成19年度に新たな措置要求はなかった。

- ・不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事案はなく、平成19年度に新たな不服申立てはなかった。